告　示　第１３０３号
令和８年１１月２７日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央

松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事請負契約に係る事後審査型制限付き一般競争入札について（公告）

松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事請負契約に係る事後審査型制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項及び第１６７条の５の２の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第１６７条の５第２項及び第１６７条の６第１項並びに鹿児島市契約規則（昭和６０年規則第２５号）第３条の規定により公告します。

記

１　入札に付する工事名等

(1) 工事名

松元平野岡体育館ろ過その他設備改修工事

(2) 工事場所

鹿児島市上谷口町３４００番地ほか

(3) 完成期限

令和９年１０月２９日

(4) 設備内容

ろ過設備、給湯設備等

２　予定価格に１１０分の１００を乗じて得た価格

落札決定後に公表

３　入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 本公告の日現在において、本市内に本店を有している者であること。

(3) 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿登載に係る令和８年７月１日付けの登

録通知書又は有資格決定通知書（以下「登録通知書等」という。）に機械器具設置工事で登録されている者であること。

(4) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）の許可業種につき、機械器具設置工事業の許可を受けてからの営業年数が５年以上であること。

(5) 機械器具設置工事業につき特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。

(6) 本工事に係る設計業務等の受託者（株式会社　ワーク設計　鹿児島市高麗町１５番１６）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(7) 本入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(8) 本公告の日から入札参加申込期限の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成８年５月２８日制定。以下「指名停止に関する要綱」という。）に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成２６年３月２７日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(9) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

(10)　建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書の機械器具設置工事の総合評定値（登録通知書等に記載された客観点数（会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、これらの手続開始の決定後に新たに受けた経営規模等評価の結果通知書の総合評定値）をいう。）が、６７０点以上であること。

(11)　令和８年７月１日付けの登録通知書等に対応する経営規模等評価結果通知書に記載された機械器具設置工事の平均完成工事高が７千万円以上であること。

(12)　事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書の提出の日現在において、連続して３月以上の直接的な雇用関係にある主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。また、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置）の交付を受け、監理技術者講習修了証を有している者であること。なお、配置予定の技術者が、施工中の工事に従事している場合は、本工事の契約工期開始時点で完成検査が終了していること。

４　入札参加希望の申請方法等

本工事の入札に参加を希望する者は、令和８年１２月１６日（水）午後４時３０分まで（かごしま県市町村電子入札システムの運用時間（土曜日及び日曜日を除く午前８時３０分から午後８時まで）内に限る。）に、鹿児島市電子入札運用規約（平成２０年２月１８日制定。以下「運用規約」という。）第２条第１号に規定する電子入札システム（以下「電子入札シ

ステム」という。）により、競争参加資格確認申請書画面において、事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を添付して申込みを行うこと。ただし、やむを得ない理由で電子入札システムを使用できない者及び運用規約第５条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者は、申込書を鹿児島市企画財政局財政部契約課に直接持参し、市長に提出しなければならない。

なお、入札参加を希望する時点では申込書のみを提出することとし、１８に掲げる入札参加資格確認申請書等を提出して資格審査を受ける者は、落札候補者に限るものとする。

5　設計図書等の閲覧等及び質疑応答

(1) 本工事の図面、仕様書及び閲覧用設計書（以下「設計図書等」という。）は、本市ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 設計図書等に関して質問がある場合には、質問事項を記載した質疑応答書を直接持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。ただし、ファックス及び電子メールによる場合は、２０に掲げる問い合わせ先に送付した旨を電話で連絡しなければならない。

ア　受付期間

本公告の日から令和８年１２月１４日（月）午後４時３０分まで（ただし、直接持参による場合は、土曜日及び日曜日を除く。）

イ　受付時間

午前８時４５分から午後４時３０分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

ウ　受付場所

鹿児島市企画財政局財政部契約課（本館３階）

エ　受付ファックス番号及び電子メールアドレス

２０に掲げるファックス番号及び電子メールアドレスに同じ。

オ　その他

設計図書等に関する質疑応答書の様式は、別に指定する様式により提出すること。なお、様式は、本市ホームページにおいて入手することができる。

(3) (2)に対する回答は、本市ホームページにおいて閲覧に供する。

6　現場説明会

実施しない。

7　入札の方法

(1) 入札は、電子入札システムを使用した入札（以下「電子入札」という。）により行う。ただし、やむを得ない理由により電子入札をすることができない場合には、運用規約第

１４条第１項の規定による紙入札により行う。この場合において、入札書は、１０に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。

(2) 電子入札の方法等については、本公告に定めるもののほか、運用規約によるものとする。

(3) 運用規約第５条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者は、紙入札により行う。この場合において、入札書は、１０に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、３回とする。

８　工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額と一致する工事費内訳書を電子入札システムにより、入札書画面において添付して提出すること。ただし、紙入札の場合は、入札書と同時に提出すること。

(2) 工事費内訳書は、別に定める様式により提出すること。なお、様式は、本市ホームページにおいて入手することができる。

(3) 工事費内訳書は、返却しない。

９　電子入札による入札期間

令和８年１２月２１日（月）午前８時３０分から同月２２日（火）午後３時３０分まで（かごしま県市町村電子入札システムの運用時間（午前８時３０分から午後８時まで）内に限る。）

１０　紙入札による入札の日時及び場所

(1) 日時

令和８年１２月２２日（火）午後３時３０分

(2) 場所

鹿児島市企画財政局財政部契約課工事入札室（本館３階）

１１　入札参加資格確認審査及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定方法

ア　入札終了後、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札

候補者とし、通知する。

イ　アにおいて、最低の価格で入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者の通知を受けた者は、１８(1)の定めにより入札参加資格確認申請書等を提出する。

(3) 提出された入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格を満たしていることを確認した後に、落札決定を行う。

(4) (3)において入札参加資格を満たしていないと認めたときは、次に低い価格の入札者について、(1)から(3)までの手続を繰り返し、入札参加資格を満たしている者１者が確認できるまで行う。

(5) 落札者の決定は、入札参加資格確認申請書等の提出があった日から２日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に行う。

(6) 落札決定の日までにおいて、指名停止に関する要綱に基づく指名停止又は暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者については落札者としない。

(7) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

(8) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から２日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、５(2)の受付時間内に鹿児島市企画財政局財政部契約課に書面を持参して行わなければならない。

(9) (8)の説明を求められたときは、当該書面を受け取った日から２日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面により回答する。

１２　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、鹿児島市契約規則第５条第３号の規定により免除とする。

(2) 契約の相手方は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、契約保証金は、契約履行後還付する。また、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア　契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に本市を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

１３　最低制限価格

設定する。

１４　低入札調査基準価格

設定しない。

１５　開札の日時

令和８年１２月２２日（火）午後４時

１６　入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　運用規約第５条第８項又は第８条第１項各号の規定に該当する場合の入札

イ　入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　委任状を持参しない代理人のした入札

エ　工事費内訳書が提出されていない入札

オ　記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

カ　２以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

キ　入札金額が加除訂正されている入札書による入札

ク　記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ケ　明らかに連合によると認められる入札

コ　その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) くじによる落札者の決定においては、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

１７　入札又は開札の延期等

本公告の日以降に開札を行う工事又は同時に公告した工事が低入札価格調査を実施すること等により本公告の入札又は開札に影響を与える場合のほか、やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札又は開札の延期又は中止をすることがあり、この場合、入札参加希望者には別途通知する。

１８　入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 落札候補者は、落札候補者とする旨の通知を受けた日から２日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に市長に対して、次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を提出しなければならない。

ア　事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式あり）

イ　名称等調書（様式あり）

ウ　配置予定の技術者等調書（様式あり）

エ　登録通知書等（写し）

(2) 申請関係書類の受付時間

午前８時４５分から午後４時３０分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

(3) 申請関係書類の提出部数　各１部

(4) その他

ア　申請関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　提出された申請関係書類は、返却しない。

ウ　申請関係書類の様式は、本市ホームページ（https://www.city.kagoshima.lg.jp/）において入手することができる。

エ　申請関係書類において、虚偽の記載又は著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札を無効とする。

１９　配置予定技術者の変更

落札者の決定後、申請関係書類に記載した配置予定の主任技術者又は監理技術者についての変更は、原則として、認めないものとする。ただし、市長が、やむを得ない理由があると認めるときは、３(12)に掲げる基準を満たす他の主任技術者又は監理技術者に変更することができる。

２０　問い合わせ先

〒８９２－８６７７

鹿児島市山下町１１番１号

鹿児島市企画財政局財政部契約課工事契約係（本館３階）

電話　０９９－２１６－１１６３

ファックス　０９９－２１６－１１６４

電子メールアドレス　kei-kouji@city.kagoshima.lg.jp